5.17 大

要求條件中重大な三項は 保留又は拒絶

吹き降りの雨の日の朝十時 大電は職工側へ回答書を交附した

大阪電燈と遞信局と警察部との三角形の中心にあつて大電に對し十四箇條の要求條件を提出して居る電業員組合の面目を決すべき六日は吹き降りの雨に明けた、前日十三時間に亘つて重役會を開いた會社側が如何なる程度まで職工側の要求を認めたか？要求條件と回答とを對照する時其處に資本家の態度と勞働者の主張とを知ることが出來る、一方冷靜なる市民は果して如何なる觀察を下すであらうか？

社長室の大椅子を 馬蹄形に圍んで

實行委員十四名 宮崎社長と會見

六日午前九時四十分淺黄にカーキ服を着た十四名の實行委員が大電本社に出頭した一行が休憩室に充てられた會議室へ案內せられた時恰も河合遞信局長を訪問して居た宮崎社長が歸つて來た會見時間の正十時、實行委員は社長室へ導かれる、大椅子を馬蹄形に取り圍み佐藤氏が一歩前に席を占めて南面して宮崎社長と相對する薄氣味の惡い沈默を破つて先づ宮崎社長が口を切つた

諸君の要求の中には時勢の進運に適したものもあれば尚早なものもある、會社は誠心誠意諸君の利益と幸福を增進する目的を以つて決定したものがこれである秩序ある諸君の行動の中に佐藤代表が脅迫がましき行動に出でないと言明して置きながら示威運動を繼續されたとは甚だ遺憾とする、諸君は單に重役又は株主を苦しめるといふ以外更に直接百數十萬の市民に迷惑を及ぼすことを考慮して貰ひたい諸君の正當なる要求は事情を考察して追々容れる方針であるから今後過激な行動に出でられないことを切望する

この挨拶に次いで電業員側と直接折衝の任に當つた萩原庶務課長が別項の如き回答書を朗讀し宮崎社長からこれを佐藤氏に手交した、連日の熟議に聲を痛めた佐藤代表はこれを受領し

只今社長の挨拶について一言釋明致します、私は宮崎社長に對して發電能力を減退する如き卑屈なる態度は取らぬと申しましたが示威運動をやらないと誓つたことは毛頭ありません、今日の勞働者は或目的を達する手段として示威運動を行ふことは止むを得ざることであります、我々は示威運動をなすに當つて監督を受くべき方面の諒解を得て居ります、警察は示威運動に對して公安を害せず秩序を紊さない限り諸君の行動に干涉しないと言はれました、我々は重ねて言ふ宮崎社長に對し示威をしないと約束したとは斷じてありません我々は寧ろ我等の今回執り來つた秩序ある行動を認めて貰ひたいと思ひます

と凛乎として言ひ放つや宮崎社長は默々として肯頷き

「では此回答につき異存があるか無いかのお返事を」

「何れ本部に引揚げ協議してからお返事致しませう」

「成るべく早く」

「我々も其邊は心得て居りますから――」

この會話が終つてから實行委員は大電前の西島飲食店に引揚げ相談をした結果午後十二時三十分打ち揃うて府警察部に加賀美特高課長を訪問し回答について何事か意見を述べる所があつた

團體交涉權其他 保留又は拒絶された

妥協の成立不成立は この點できまるのだ

電業員側も要求條件は最後のものであると言ひ大電も亦回答案はこれ以上一歩も讓歩の餘地が無いと言明してゐる最後のものと最後のものとがカチ合ふ限り何れかゞ折れなければ圓滿解決は望み難い、別項の如く要求書と改正案の內容とを比較して見ると保留又は拒絶の形となつて全然組合側の面目潰れとなつて居るものが三つあるそれは

第一 の團體交涉權確認
第七 の增資功勞金の分配方法の內容公表
第十三 の犧牲者を出さゞる事

の三項で他の十一項はカナリ要求に近い回答となつて居る、要求條件十四項の中三項の拒絶は數から言へは多いと言へぬが事柄其物は會社が容れないだけ勞働者側に利害關係の多い問題である、殊に交涉權の確認は勞働者の勢力を伸張して行く上において缺くべからざるものであると同時に犧牲者の問題は情誼上又忍び得ない問題である、斯る重要な要求を拒み殊に犧牲者の件に關して『本項の要求は明約すべきものにあらず』との薄氣味惡い回答に接しては電業員側が會社の回答案に對して直に滿足し得ないのも無理からぬことであらう、要は此の三項が妥協の分れ目で若し加々美課長が協調の勞を取るとすれば主として此三點に折衝するに違ひない

會社の回答書には 實施期が記して無い

忘れたのか避けたのか

會社が要求事項以外更に勞働調查會を擴張し勞働者からも委員を選定して會社の諮問機關たらしめ共濟會を擴張して共濟事業を手廣くしたとは誠にいゝが會社の誠意を疑はれるものが一つある

それは實施の時期である組合側は五月一日よりの實施を要求して居るに反し會社側の回答は何等これに答へて居ない假に會社の回答がカナリ理解あるものだとしても何時から實施するかを明かにしないでは何の役にも立たない

勅令の如く發布の日から實施されるならば兎も角何故會社はこれを言明しないのであらう忘れたとすれば失態であり言明を避けたとすれば不誠意の譏りを免れない

重要案件三項を卻けた以外に更に實施期日の明言の無いのは一週間不眠不休で作り上げた回答案の價値を非常に稀薄にするものだと言はねばならない

交涉は頗る順調

多分解決するだらうと

加々美特高課長は語る

一方加々美特別高等課長は六日正午警察部長室で從業員側の代表者佐藤安太郎外三名と會見し會社の回答書に對し逐條審議を重ね次いで田中警察部長を官舍に訪ひ密談を遂げ午後二時過再び代表者側と會見したが田中警察部長は「私としては今の場合何事も語る事は出來ぬ、語らぬ方が問題を解決する上に都合もよからう」と語るを避けたが加々美課長は頗る樂觀の態度で

職工側代表者と會見したが交涉は極めて順調に進んで居る、唯一項ブツ突かる點があるので此點に對し今一應熟議を重ねて遲くも茲一時間位の中には最後の決定を見たいと思つて居るそして問題は最も圓滿に解決を告げるものと大なる自信を持つて居る云々

加々美特高課長 大電を訪問

雨か？風か？形勢混沌

會社は別項の回答案に對する組合側の諾否を知ることに苦心慘憺たる有樣で各重役は十一時から社長室に詰め切つて形勢如何を氣遣つてゐたが果然午後二時十五分に至つて加々美特高課長は佐藤代表と同伴して大電本社を訪問した、雨か？風か？社長室の空氣は彌が上に緊張して犧牲者の一項を極力主張する佐藤代表の聲が室外に洩れて來る果して如何に結末がつくか形勢は險惡と言はねばならない

十間おきに巡査一人

其の日の安治川發電所

其の筋の警戒嚴重を極む

回答日の六日は來た、大電安治川發電所では此日何となく一種の重い空氣に包まれたやうで朝の交代時間の七時が來ると所轄福島署から制服私服の警官隊續々と繰込み無慮百數十名といふ大衆で正門から事務所前、各作業場など殆ど十間隔に一人といつた物々しい警戒振りを見せる

一方回答案の來るのを待ちに待ちつゝある從業員中七時交代の職工雜役工等百數十名は交代時間が來ても引揚げずに其儘食堂へと雪崩れ込む、かくて十時半大電本社からまた回答案が門衛脇の揭示板へと揭げられると食堂內の職工連はスワこそと許り鋭い緊張振を見せつゝ揭示板をとり捲く、警官隊の眼が一齊に光る

【上】宮崎社長より佐藤電業員

要求書

一、團體交涉權を確認すること

二、（イ）日用品購買部を會社直營となすこと
（ロ）購買部委員並に役員を電業組合員中よりも任命すること
（ハ）全部原價を以て掛買制度となすこと
（ニ）一切經費は會社負擔となすこと

三、（イ）現役應召者は入營入團後二週間を缺勤者と認む
（ロ）現役應召者退職したるときは勤續一箇月に付日給二日分の割合の金額を支給す
（ハ）簡閱點呼召集當日の給料全額を支給す
（ニ）勤務演習召集中の給料全額を支給す
（ホ）――

四、每年春秋二回會社經費により慰安會を擧行する事

五、安治川發電所石炭賞與の配給方法を同所從業員全部に公表する事

六、期末賞與を從業員全部に配給する事

七、增資功勞金分配に關する株主總會の決議及其の配給方法の內容を從業員全般に公表する事

八、助手を技手、職工を工手と改め技手の待遇を月給雇員と同一に取扱ふ事

九、（イ）扶助料

弔祭料	金五十圓以上
死亡手當金	八百圓以上
障害扶助料	八百圓以上